

平成26年10月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、設置者、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、上記1いじめ問題への基本的な考え方にとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会（通常時）

ア 設置の目的

いじめの防止等のための対策を講ずることを目的とする。いじめの防止等のための対策は、「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」の育成が大切であり、そのため規律・学力・自己有用感を養うよう指導する。また、本校の現状に鑑み、いじめの未然防止、早期発見に重点を置く。

イ 所掌事項

- 年度当初の計画の確認、周知
- 各学期ごとの評価
- 年度末の評価、次年度の計画、本いじめ防止基本方針の見直し

ウ 会議

年に4回の定例会をもつ。その他、適切な時期に行う。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、各学年主任

(2) 学校いじめ対策委員会（発生時）

ア 設置の目的

いじめもしくはいじめの兆候を認識した際に、その問題を解決する。

イ 所掌事項

○いじめもしくはいじめの兆候に対する対処

ウ 会議

適切な時期に行う。

エ 委員構成

(1) エの委員に加え、

関係の担任、顧問等

(3) 学校いじめ対策委員会（困難時）

ア 設置の目的

難しい対処を要するいじめを認識した際に、その問題を解決する。

イ 所掌事項

○難しい対処を要するいじめに対する対処

ウ 会議

適切な時期に行う。

エ 委員構成

(2) エの委員に加え、

養護教諭、教育相談担当、生徒部、当該学年の担任団、

スクールカウンセラー、状況に応じ関係諸機関の職員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

イ わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。また、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底などを行う。

ウ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。特に障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深める。

エ 4月中旬から5月下旬にかけてのホームルーム活動、学年集会などを利用して、他人を大切することの大切さを指導する。他人を大切にするためには、規律を守るということが非常に重要であることを理解させる。他人を認めることで、またその人が他人を認めることができるようになることを知ってもらう。

オ 学校行事、生徒会活動、部活動なども利用して、他人を認めることで、またその人が他人を認めることができるようになることを知ってもらう。

(2) 早期発見のための取組

- ア 児童生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、速やかに対応することを心がける。生徒の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せつかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないようにする。
- イ 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、担任に報告し必ず学年会で情報を共有する。
- ウ 学校のあらゆる場面で気を配るとともに、学級日誌など生徒の書いたものからもうかがえるので、様々な場面で兆候をとらえるようにする。特に生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう十分に注意する。
- エ 定期的にアンケートを行う。教員が一人ひとり集めて回るなど、本人の現実を書きやすい雰囲気を作る。
- オ 年2回の面談を活用し、言葉だけでなく表情などもよく観察して本人の状況を把握するように努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめもしくはいじめの兆候と教員もしくは学年が判断した場合は、学校いじめ対策委員（通常時）に報告する。学校いじめ対策委員会（通常時）はいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- イ 材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで学校いじめ対策委員会（発生時）が責任を持つ。
- ウ 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- エ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるようにする。ホームルーム活動、学年集会、全校集会などを活用して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- オ 学校いじめ対策委員会（発生時）が難しい対処を要するいじめと認識した場合は、学校いじめ対策委員会（困難時）を開き、対処する。

(4) 重大事態への対処

- ア 判断に迷う行為や兆候ではなく、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを学校いじめ対策委員（通常時）に速やかに報告し、指示を仰ぐ。
- イ 学校が加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と判断した場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、東京都教育委員会とも連絡を取り、警察署と相談して対処する。

ウ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、東京都教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会（通常時）の助言の元、学年はいじめもしくはいじめの兆候の事例について研究する。
- (2) 上記（1）の事例について、学校いじめ対策委員会（通常時）は教職員に対して研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめもしくはいじめの兆候を発見した場合、できる限り早急に保護者に連絡し、連携して対処にあたる。
- (2) 保健室便り、保護者会などあらゆる機会を捉え、いじめに関する情報も発信し、啓発の場とする。また、スクールカウンセラーについても周知を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察・児童相談所とは、学校運営連絡協議会などの場だけではなく日頃からいじめ以外の学校・家庭の問題などでもスクールサポーターなどに相談し関係を構築しておく。
- (2) 学校いじめ対策委員会（通常時）が上記4（4）イのように判断した場合は警察に通報し連携していく。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「学校生活が充実していると思う。」、「授業がわかりやすく行われていると思う。」、「授業では、教材や教え方に工夫がされていることが多いと思う。」、「授業に満足できることが多いと思う。」、「学校は、挨拶やマナー、ルールを守ることについて指導していると思う。」、「先生方は、生徒の声を聞き、生徒の悩みに応える努力をしていると思う。」、「ホームルーム活動、学校行事、部活動を通して良い体験ができていると思う。」、「飛鳥高校に入学して良かったと思う。」
- (2) 上記項目およびいじめもしくはいじめの兆候の認知件数を指標とする。
- (3) 学校評価アンケートの項目上記（1）および（2）などを参考にして学校いじめ対策委員会（通常時）において評価する。